

## ふじのくに障害者しあわせプラン パブリックコメント実施結果

## 1 パブリックコメント募集期間

令和4年1月17日（月）～令和4年2月14日（月）

## 2 意見数

13者・団体から36件

## 3 意見区分等

区分	対応	件数
A	御意見を踏まえ、計画案に反映したもの	11件
B	今後、障害者福祉を推進する上で参考とするもの	16件
C	意見等の内容が既に計画に記載済みのもの	5件
D	対応が困難なもの	0件
E	その他（感想や質問等）	4件

## 4 意見の概要及び県の考え方

※提出された意見は、取りまとめの都合上、趣旨を要約したものとなっています。

No.	項目等	意見等の概要	県の考え方
1	障害ある人の状況	強度行動障害のある人の人数は、本県では約400人弱と推計されますとあるが、もっと多いのではないか。	<p>【E】（本文P14）</p> <p>県内の強度行動障害のある方の人数については、これまで調査をしておらず正確な人数を把握しておりません。鳥取県での調査を参考として「療育手帳交付者数の1%程度」と推計しましたが、今後は実態の把握に努めてまいります。</p>

No.	項目等	意見等の概要	県の考え方
2	第5次障害者計画における重点施策	本文P16にある「昼間も支援可能な日中活動支援型グループホームの整備」の記載について、「日中から夜間、また休日も含めて必要な支援を行うことができるようグループホームの整備促進や日中活動系サービスの充実について、具体的な整備を進めます」に見直し、また「強度行動障害など支援の難しい方についても必要な支援が行われるよう、高い技術を持つ施設や人材の養成についても強化します。」を加えてほしい。	【A】(本文P16) 御意見を踏まえ、以下のように修正します。 「日中から夜間、また休日も含めて必要な支援を行うことができるようグループホームの整備促進や日中活動系サービスの充実について、計画的な整備を進めると共に、強度行動障害など支援の難しい方に対する適切な支援が行われるよう人材の育成についても強化します。」
3	第5次障害者計画における重点施策	令和3年9月に医療的ケア児に関する法律が施行され、「医療的ケア児等に対する支援の充実」は早急に取り組むべき課題であるため、第5次障害者計画における“重点施策”に位置付けてもらいたい。	【A】(本文P17) 御意見を踏まえ、「第5次障害者計画における重点施策」に、「医療的ケア児等に対する支援の充実」を追記します。
4	啓発・広報の推進	世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間の取組を記載してほしい。	【A】(本文P22) 御意見を踏まえ、「イ啓発・広報の推進①」に、「世界自閉症啓発デー(4/2)、発達障害啓発週間(4/2～4/8)」を追記します。
5	啓発・広報の推進	県が取り組んでいるふじのくに福製品の一人一品運動等は、県民への障害にある人の啓発につながっているのではないか。	【A】(本文P23) 御意見を踏まえ、「イ啓発・広報の推進⑤」に「福製品のPR等や一人一品運動による障害理解の促進」を追記します。
6	啓発・広報の推進	障害に対する正しい理解を深めるために、県ホームページ、県民だよりで特集を組むなど、更なる周知啓発をしてほしい。	【B】(本文P22) 障害の理解促進については、障害者週間など様々な機会を捉え、関係団体と連携を図った啓発活動等を記載しておりますが、御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

No.	項目等	意見等の概要	県の考え方
7	啓発・広報の推進	目標などはとてもいいと思う。実現に向けても様々な取り組みをされてることが分かりましたが、多くの方々に、障害に関する情報・取組などが届いてない部分も感じますので、たくさんの人に周知してもらいたい。	【B】(本文P22) 障害の理解促進については、障害者週間など様々な機会を捉え、関係団体と連携を図った啓発活動等を記載しておりますが、御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
8	情報保障の推進	本文P17にある「遠隔手話サービス」とP30にある「遠隔手話通訳サービス」の記載について、「遠隔手話通訳制度」に語句を統一してほしい。	【A】(本文P17、30) 用語が統一されていなかったため、御意見を踏まえ、「遠隔手話通訳」に統一します。
9	情報保障の推進	新型コロナウイルス感染症の拡大により、重症児者は家族や社会とも隔離された生活となりました。災害時の情報伝達等に欠かせない通信環境の整備を福祉施設や医療機関に計画的に進めてください。	【B】(本文P29) 福祉施設や医療機関における通信環境の整備については、今後の取組の参考とさせていただきます。
10	情報保障の推進	県手話言語条例第12条の「学校における手話の普及」に関する取組や計画を記載してほしい。	【A】(本文P31) 御意見を踏まえ、「ウ情報のユニバーサルデザイン化の推進⑤」に、「学校における手話体験教室」を追記します。
11	文化芸術活動の振興	施設に入所している障害者は、外出の機会が少ないので、様々な文化芸術に触れ合う機会を、施設に届ける事業を推進してほしい。	【C】(本文P33) 障害のある方が文化芸術に親しむことができるよう、文化施設等において、障害のある方に配慮した多様な展示方法、舞台発表やワークショップ等の取組を進めます。また、障害者芸術ポータルサイトを開設し、Web美術館や作者紹介等のコンテンツを充実するなど、いつでも手軽に鑑賞する機会を提供し、障害者文化芸術の魅力を発信してまいります。

No.	項目等	意見等の概要	県の考え方
12	相談支援の充実	<p>障害のある方が地域で暮らす際に、グループホームの整備の促進だけではなく、一人暮らしを希望されている方への相談対応等も含めた支援体制を整備してほしい。</p>	<p>【C】(本文P35、48)</p> <p>親元からの自立や地域生活への移行等に係る相談支援機能を持つ地域生活相談拠点等の整備に向けて、市町を支援していく旨記載しています。</p>
13	相談支援の充実	<p>医療的ケア児等支援センターの設置については、ハード面だけでなく、相談にきめ細かく対応できる人材を登用し、家族も視野に多角的な相談支援をお願いします。</p> <p>また、困難事例を広域で解決できるよう地域生活支援拠点事業を充実してください。</p>	<p>【B】(本文P35)</p> <p>医療的ケア児等支援センターでは、日常的に医療的ケアが必要な児童及びご家族からの相談対応のため、看護師の配置と医療との連携体制の構築を進めております。</p> <p>また、地域生活支援拠点等の充実に関しては、計画に記載のとおり進めてまいります。</p>
14	相談支援従事者等の人材育成	<p>人材の確保に関し、資格や免許を持っているだけですぐに良いサービスが提供出来るわけではない。県独自にその資格の質を高める仕組みや工夫があれば良いと思う。</p>	<p>【A】(本文P37)</p> <p>御意見を踏まえ、「(2)相談支援従事者等の人材育成①」に「専門コース別研修を実施し、質の高い相談支援を推進します。」「同じく②」に、「スキルアップ研修を実施し、サービスの質の向上に努めます。」と追記します。</p>
15	ふじのくに型福祉サービスの推進	<p>ふじのくに型福祉サービスの目標は、格差のない共生型福祉と思う。住み慣れた地域で生活できる基盤づくりを進めてほしい。</p>	<p>【B】(本文P39)</p> <p>ふじのくに型福祉サービスは着実に増加していますが、住み慣れた地域での生活を続けることができるよう、引き続き計画的に整備を進めてまいります。</p>
16	ふじのくに型福祉サービスの推進	<p>共生型介護福祉サービスについて、重症児者のニーズに合ったサービスが少ないため、支援員の増配や看護師の配置など重症児者が利用しやすい環境を整えてほしい。</p>	<p>【B】(本文P39)</p> <p>現在、医療的ケア児(者)の支援のための看護職員を配置した場合、加算の措置がされているところであり、御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

No.	項目等	意見等の概要	県の考え方
17	福祉人材の養成・確保	<p>専門性の高いヘルパーや重度訪問介護従事者が不足しているため、高校生の進路選択に入るような仕掛けや外国人労働者の専門的育成等を検討してほしい。</p> <p>また、小規模事業所の介護従事者が研修を受けやすいよう、事業所への休業補償や人員の派遣などの方策を検討してほしい。</p>	<p>【B】(本文P41)</p> <p>福祉系高校修学資金を借り受けた生徒が障害福祉分野に就職した場合に、借り換えによる支援を行うほか、引き続き、次世代育成を目的とする小・中・高校生対象とした福祉職セミナーを実施し、福祉人材の確保に取り組んでまいります。</p> <p>その他、いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
18	施設サービスの充実	<p>障害が重い重症児者は、家庭での介護が限界にくると、入所施設に頼らざるを得ないため、入所施設の増設・増床とともに、施設サービスの更なる充実を願います。</p>	<p>【B】(本文P44)</p> <p>日中から夜間を含め、常時支援が可能な日中活動支援型グループホームの整備を進めること等により、入所者の地域生活への移行を促進し、真に入所施設での支援を必要としている方が利用できるよう、努めてまいります。</p>
19	居住の場の充実	<p>施設や病院からの地域移行については、まだ受け入れ態勢が地域において足りず、家族の負担は相変わらず大きいため、家族の負担を減らすべくグループホームの整備に取り組んでほしい。</p>	<p>【C】(本文P49)</p> <p>施設や病院から退所・退院した後の住まいの場の確保については、国の補助制度を活用し、グループホームの計画的な整備を促進していく旨記載しています。</p>
20	居住の場の充実	<p>親子とも高齢化の障害者家族が多くなり、自分たちだけで生活していくのが厳しくなっています。地域で暮らせるグループホームや共生型施設を増設してほしい。</p>	<p>【C】(本文P49)</p> <p>グループホームや共生型施設は着実に増加していますが、今後増加するニーズに対応できるよう、引き続き計画的に整備を進めていく旨記載しています。</p>

No.	項目等	意見等の概要	県の考え方
21	居住の場の充実	<p>重症心身障害者に対応できるグループホームを整備してほしい。</p> <p>また、支援できる内容（人員配置）も考慮してください。</p>	<p>【B】（本文P49）</p> <p>今後、グループホームの整備においても重症心身障害児者に対応できるよう検討していきます。</p> <p>また、人材の確保、充実のため、看護従事者及び介護従事者養成研修を実施しています。</p>
22	矯正施設退所障害者等に対する社会復帰支援	<p>矯正施設退所障害者等に対しては、出口支援では遅く、早くからの支援が必要である。また、市町基幹相談支援センターや相談支援事業所が関与する体制が求められる。</p>	<p>【A】（本文P51）</p> <p>御意見を踏まえ、以下のように計画に追記します。</p> <p>「福祉的支援を必要とする被疑者、被告人等の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助を行うとともに、」（中略）退所後のフォローアップ業務を行うことにより社会復帰を支援しています。</p>
23	一般就労への支援	<p>障害のある人の就労支援に関わっている市町の相談支援事業所等を記載すべきである。</p> <p>また、就労継続支援のためには、各圏域1か所の障害者就業・生活支援センターだけでは対応しきれない。</p>	<p>【A】（本文P52）</p> <p>御意見を踏まえ、「ア就労に向けた支援の充実①」に「相談支援事業所」を追記します。</p>
24	福祉的就労への支援	<p>コロナ後は、以前とは違って就労の状況が厳しく、中でも就労継続B型事業所の状況は特に厳しいと聞いている。販路拡大への支援をしてほしい。</p>	<p>【C】（本文P55）</p> <p>福祉的就労への支援については、事業所の受発注のマッチング支援やアドバイザーによる福産品のブランド化、ウィズコロナに対応したオンライン販売への導入支援など、販路拡大に向けた支援について記載しています。</p>

No.	項目等	意見等の概要	県の考え方
25	質の高い医療及び 歯科医療の提供	重症児者は移動が大変で在宅医療の充実を強く求めています。障害者を対象とする訪問医療、訪問介護、訪問歯科、訪問リハビリの充実を求めます。	【E】(本文P61) 障害のある方への対応を含め、保健医療計画において、訪問診療等の充実を掲げ、各種施策を実施しています。引き続き、在宅で療養する方々に対する医療提供体制の充実に努めてまいります。
26	暮らしやすいまち づくりの推進	おむつ交換できるベッドを設置している多機能トイレは少ないので、新しく整備する一定規模以上の施設には多機能トイレにベッドを設置してほしい。	【B】(本文P65) いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
27	地域における防災 体制の充実	避難所を運営する地域防災を担う人材育成研修の中で、ベッド型の車いすを利用する人や医療的ケアで電源が必要な人がいることを取り上げてほしい。 また、在宅避難しかできない重症児者にも救援物資や情報を届けてほしい。	【B】(本文P68) 県では避難所運営マニュアルを作成し、避難所運営組織内に、要配慮者支援にあたる要配慮者班を設置するよう市町に助言しているほか、「ふじのくに防災士養成講座」において、避難行動要支援者についての講義を組み入れ、配慮が必要であることを周知啓発しています。御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
28	地域における防災 体制の充実	避難所に階段があり車椅子で使用できない場合があるため、早急に調査し対処してほしい。	【B】(本文P68) 避難所は、市町が地域の実情に応じて指定を行っていますが、県では避難所運営マニュアルを作成し、避難所運営組織内に、要配慮者支援にあたる要配慮者班を設置するよう市町に助言しているほか、市町が行う避難所の環境改善に財政支援を行っております。御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

No.	項目等	意見等の概要	県の考え方
29	消費者としての利益の擁護及び増進	消費相談について、身体障害の方は消費生活相談支援センターで対応できるので、むしろ知的や精神障害の方等が相談窓口配慮が必要ではないか。	<p>【A】(本文P74)</p> <p>御意見を踏まえ、以下のように修正します。</p> <p>「身体障害者福祉センター、発達障害者支援センターや精神保健福祉センター等により、障害のある人からの様々な相談に対応します。」</p>
30	早期療育の充実	「早期療育のため、医療、福祉、教育、家庭の連携を図るための具体的な委員会を設置すること」、また、「乳幼児健診等でリスクのある乳幼児を適切に発見し、個々の特性や状態に応じた療育支援体制を強化すること」を本文に記載してほしい。	<p>【A】(本文P75～77)</p> <p>前段については、医療、福祉、教育、労働の関係機関等で構成される「発達障害者支援地域協議会」を設置し連携の強化を図っております。家庭との連携においては、児童発達支援センターの設置促進や家族等支援事業の実施により、早期療育の充実や家族支援に取り組んでいます。</p> <p>後段については、御意見を踏まえ、以下のように追記します。</p> <p>「健診に従事する保健師等の質の向上を図るための研修を開催するとともに、各健康福祉センター単位で市町の健診事業の課題を共有・検討する機会を設け、健診事業を行う市町に対し早期発見の効果的な取組を促していきます。」</p>
31	インクルーシブ教育システムの推進	地域の自立支援協議会への参画については、各学校で対応が異なるので、地域連携できるよう県としても取り組んでほしい。	<p>【B】(本文P78)</p> <p>インクルーシブ教育システムの理念に基づく「共生・共育」の推進については、学校現場における全ての教員が十分に理解することが重要です。児童生徒一人一人の教育的ニーズに応えるためにも、協議会や研修等の場をとおして、教育現場や市町、関係機関に対し、静岡県の目指す「共生・共育」の理念について、理解の促進を図っていきます。</p>



No.	項目等	意見等の概要	県の考え方
32	インクルーシブ教育システムの推進	<p>障害のある子どもが、地域の学校等に通学を希望しても認められないことがあるため、医療的ケア児も含め障害児に合わせた環境を整えてください。</p>	<p>【B】(本文P78)</p> <p>県及び各市町教育委員会の就学支援委員会において、医療的ケア児も含め障害のある子供がその特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、教育・医療・心理学等の観点から子供の実態に応じた適切な支援について協議していきます。</p> <p>障害のある子供が就学先を決める際に、特別支援学校の他にも様々な選択肢があること等、保護者への情報提供をしていきます。</p>
33	教育環境の整備・充実	<p>重症児は保護者の送迎に頼っているため、医療的ケア児も含めスクール乗車やタクシー利用通学を検討してほしい。</p> <p>また、人工呼吸器使用の児童生徒の保護者付き添い解消のためのモデル事業が始まるが、モデルケース以外の児童生徒にも早く支援してほしい。</p> <p>また、特別支援学校以外の医療的ケア児にも、同様の支援が進むよう市町へ働き掛けしてほしい。</p>	<p>【B】(本文P80)</p> <p>医療的ケア児のスクールバスの乗車については、同乗する他の児童生徒を含めた安全性の確保が最優先であり、慎重な検討と対応が求められているところです。</p> <p>医療的ケア児の付添い保護者の負担軽減を目指した支援については、令和4年度から開始するモデル事業等をとおして、医療的ケア児一人一人の状況に合わせた受入体制整備や緊急時の対応を検討することで、できるかぎり早い実現を目指していきます。</p> <p>また、小中学校においても、医療的ケアを必要とする子供が安心安全な学校生活を送ることができるよう、既に医療的ケア児の受け入れをしている市町の先進的な取組の紹介や国の補助制度等の情報について他の市町にも周知し、通学を含めた様々な支援が進むよう市町に働きかけてまいります。</p>

No.	項目等	意見等の概要	県の考え方
34	放課後生活等の充実	<p>重度障害のある方のほとんどは放課後デイサービスを利用しているが、成人の福祉サービスを利用すると利用時間が短くなる。その際の対応は居宅介護の利用を想定しているのか。</p>	<p>【E】(本文P81)</p> <p>市町が地域の実情に応じてきめ細かな生活支援サービスを提供する障害児者ライフサポート事業や日中一時支援事業の実施により、障害のある方等の日中における活動の場を確保し、保護者の就労支援及び障害者等を日常的に介護している御家族の一時的な休息を図り、障害のある方の地域での在宅生活を支援してまいります。</p>
35	強度行動障害のある人に対する支援	<p>児童を対象とする磐田学園だけでなく、成人期についても力を入れて取り組む事業所が必要です。県内の強度行動障害のある人の実態の把握と具体的な対応策に取り組んでほしい。</p>	<p>【B】(本文P86)</p> <p>成人を対象とする施設としては富士見学園があります。利用者の重度化が進む中、利用者の地域移行を目指し、他施設にはない先駆的な支援が行われていますが、更なる支援の強化を目指して民営化を進めていきます。</p> <p>なお、強度の行動障害の状態となることを予防するためにも、早期の適切な療育支援が必要なことから、県内の発達障害者支援センターと市町、関係機関とも連携して必要な支援を実施します。</p>
36	計画全般	<p>昔に比べれば、障害に対する理解は進んでいると思う。ただし、当事者の方にとってはまだまだ困っていることも多いので、障害のある人のより良い未来のために、また保護者等の負担軽減のために、この計画を実現してほしい。</p>	<p>【E】</p> <p>計画の実現に向け、着実に各施策を推進してまいります。</p>